

令和3年(ネ)第247号「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」原状回復等請求控訴事件
 控訴人兼被控訴人（第1審原告） 今野秀則ほか
 被控訴人兼控訴人（第1審被告） 国、東京電力ホールディングス株式会社

第1審原告ら第13準備書面
 (第1審被告國の第2準備書面に対する反論)

2023(令和5)年7月10日

仙台高等裁判所第1民事部 御中

第1審原告ら訴訟代理人

弁護士 高橋利明

弁護士 小野寺利孝

弁護士 大塚正之

弁護士 原和良

弁護士 嶋田久夫

弁護士 白井劍

目 次

第 1	第 1 審被告国第 2 準備書面の概要	4
第 2	第 1 審被告国は、第 1 審原告らの主張する設置許可取消権限の根拠について正解していないこと	5
第 3	「長期評価」の信用性について	7
1	第 1 審被告国の主張に対する反論	7
(1)	「長期評価」が地震地体構造論に基づいていないとの第 1 審被告国の主張に対する反論	7
(2)	「長期評価」公表当時の地震・津波の専門家の見解を理由に信用性を否定する第 1 審被告国の主張に対する反論	9
(3)	「長期評価」の作成過程における議論状況からみると国民の地震防災意識の高揚を図るという防災行政的な見地から作成されたものであり、理学的根拠がなかったとの第 1 審被告国の主張に対する反論	10
2	島崎邦彦氏の著作「3. 1 1 大津波の対策を邪魔した男たち」からの反論	13
(1)	島崎邦彦氏について	13
(2)	島崎氏の最新の著作について	14
(3)	2002 年「長期評価」の信用性について	14
3	原審判決も 2002 年「長期評価」の信用性を認めていること	16
第 4	その他の第 1 審被告国の主張に対する反論	17
1	「長期評価の見解」に基づいて予見可能性が認められるとしても、その程度は低いと評価されるから、直ちに本件設置許可処分を取り消すべき作為義務が生じることにはならないとの第 1 審被告国の主張に対する反論	17
2	設置許可処分の取消は、被処分者の事業者の不利益の程度が甚大であり、かつ、原子炉の運転停止により国民生活や経済活動にも多大に影響を及ぼすことに鑑みれば、仮に認められたとしても程度の低い予見可能性によって、原子	

炉設置許可処分を取り消すべき作為義務が生じる余地はないとの第1審被告国 の主張に対する反論.....	18
(1) 事業者との関係.....	18
(2) 国民生活や経済活動との関係	19
第5　　まとめ.....	20

第1審原告らの本準備書面は、第1審被告国第2準備書面に対する反論を行うものである。

第1 第1審被告国第2準備書面の概要

第1審被告国第2準備書面は、第1審原告ら第6準備書面（原子炉設置許可取消権限不行使の違法性）に対する反論書面で、その内容は、明文の根拠規定がなくとも、経済産業大臣が行政処分（本件設置許可処分）を取り消す（撤回）する規制権限を有するとの第1審原告らの主張を前提にしても、以下の2点において、その主張には理由がないとするものである。

- ① 本件設置許可処分を取り消す（撤回する）規制権限行使の要件を欠いている
「長期評価の見解」は、地震学における基本的な考え方や地震地体構造論の考え方に基づくものではなく、その公表時の専門家の見解等や作成時の議論状況からすれば、多分に国民に地震防災意識の高揚を図るという防災行政的な見地から作成されたものであり、積極的な理学的根拠のないものであり、その公表後においても専門家の間で消極的ないし懐疑的に見られていたことから、専門家の間で原子力規制に取り入れるべき精度及び確度を備えた正当な見解として是認される知見であったとはいはず、平成20年試算津波の評価結果も理学的根拠に乏しく、科学的、専門技術的観点からは取り上げるに足りないものであったから、「長期評価の見解」の公表により、福島第一原発の敷地高を超える津波が到来することにより全交流電源喪失に陥り、冷却機能を失って炉心溶融を引き起こし、放射性物質が環境に放出されることの予見可能は認められないから、その公表により、本件設置許可処分の効力を存続させることが妥当でなくなった、あるいは同処分の要件を満たさなくなったということはできないのであって、本件設置許可処分を取り消す（撤回する）規制権限の行使が可能となるための要件を欠いている（第1審被告国第2準備書面4～6頁）。

② 上記①の点をおくとしても、当該規制権限を行使すべき作為義務が生じる余地はない

ア 規制権限不行使の違法性の考慮要素としての予見可能性は、結果回避義務を課すに足りる程度のものでなければならないところ、「長期評価の見解」は地震・津波の専門家の間で原子力規制に取り入れるべき精度及び確度を備えた正当な見解として是認される知見であったとはいえず、福島第一原発の主要建屋敷地高であるO. P + 10メートルを超える津波が到来する可能性は、経済産業大臣に結果回避義務を課すに足りる程度のものではなかったから、経済産業大臣には、規制権限の行使を義務づけるだけの予見可能性は認められない（同7頁）。

イ また、予見可能性の程度については慎重に検討、評価する必要があり、その程度が低いと評価される場合には、規制行政庁によって広い裁量が認められるところ、「長期評価の見解」に基づいて予見可能性が認められるとしても、その程度は低いと評価されるから、直ちに本件設置許可処分を取り消すべき作為義務が生じることにはならない。

設置許可処分の取消は原子炉の運転ができなくなる結果をもたらすものであり、被処分者の事業者の不利益の程度が甚大であり、かつ、原子炉の運転停止により国民生活や経済活動にも多大に影響を及ぼすことに鑑みれば、仮に認められたとしても程度の低い予見可能性によって、原子炉設置許可処分を取り消すべき作為義務が生じる余地はない（同7～8頁）。

以上のとおり、第1審被告国の主張は、「長期評価」の信用性の問題が中心となっているが、第1審原告らは、以下に反論を行う。

第2 第1審被告国は、第1審原告らの主張する設置許可取消権限の根拠について

正解していないこと

第1審被告国は、第1審原告らが主張する設置許可処分の取消について、「瑕疵なく成立した行政処分について、その後の事情（「長期評価の見解」の公表）により、その効力を存続させることが妥当でなくなった場合に、将来にわたってその効力を失わせること、すなわち、講学上の「行政処分の撤回」を意味するものと解される」として（第1審被告国第2準備書面4頁）、第1審原告らの主張する設置許可後の事情として「長期評価の見解」のみを取り上げているが、この点において誤っているので、まずこの点について反論する。

第1審原告らは、設置許可処分が行われた後に、その効力を存続させるべきでない事情として2002年「長期評価」の公表のみ主張しているわけではなく、国策として原発設置を推進してきた第1審被告国が、事故発生による被害の甚大性に鑑み、安全規制者として高度の安全確保義務を負っているにもかかわらず、①「過酷事故は、わが国では起こらない」という安全神話をふりまいてきたこと、②シビアアクシデント対策を取らなかつたこと、③長時間の全電源喪失対策をとらなかつたこと、④津波対策を取らなかつたことを主張しているのである（第1審原告ら第6準備書面50頁）。

即ち、第1審原告らは、

① 1979（昭和54）年のスリーマイル島原発事故や1986（昭和61）年のチェルノブイリ原発事故などの海外での事故、1997（平成9）年の東海村における再処理工場の爆発事故、1999（平成11）年のJCO東海事業所における臨界事故などの国内における事故に対し、第1審被告国は、十分な安全を確保する義務を尽くさず、「わが国においては、深刻な災害を引き起こすような事故は起きない」という安全神話を振りまき、対策を怠ってきた（第1審原告ら第6準備書面第3）

② IAEA（国際原子力機関）が策定し、国際的な基準となっていた5層からなる深層防護の考え方の内、第1審被告国は、第3層までの炉心損傷を防ぐ予防

措置しか法的規制に位置づけず、第4層である炉心の深刻な損傷とその影響を緩和する措置であるシビアアクシデント対策を事業者の自主的取り組みに委ねてしまい、国際基準からかけはなれた規制にとどまっていた（同第4）

③ 第1審被告国は、1988（昭和63）年にアメリカでSBO対策が規制、実施されたのに際し、わが国における「30分程度の短時間のSBO対策」を見直す機会がありながら、安全規制を受ける電気事業者の意向を受ける形で、現状を維持してしまい、その後も長時間にわたる全交流電源喪失を考慮する必要はないとする指針を変更しなかった（同第5）

④ 第1審被告国は、わが国の原発施設が火山、地震の多発地帯に設置されているという立地上の特性に基づいて安全確保義務を尽くすべきところ、地震及び津波に対する対策に不備が存在し、2002年「長期評価」によれば福島第一原発の敷地を超えて到来する津波についての予見が可能であり、安全規制に取り入れるべきだったのに取り入れることをしなかった（同第6及び第7）

ことを本件設置許可後の事情として主張しているのである。

しかし、第1審被告国は、以上第1審原告らが主張している事情のうち2002年「長期評価」のことしか言及しておらず、この点において第1審被告国の主張は誤っているのである。

第3 「長期評価」の信用性について

1 第1審被告国の主張に対する反論

上述のとおり、第1審被告国は、2002年「長期評価」は原子力規制に取り入れるべき精度及び確度を備えた正当な見解として是認される知見ではなかったとして、その理由として以下の点を上げている。これらの点については、第1審被告国の控訴理由書に対する第1審原告らの控訴答弁書第6及び第7において詳細に反論したところであり（同書45頁から105頁）、以下には項目ごとに簡略に述べる。

（1）「長期評価」が地震地体構造論に基づいていないとの第1審被告国の主張

に対する反論

地震地体構造論とは、地震の起こり方（規模、頻度、深さ、震源モデルなど）の共通性又は差異に基づいて特定の地域ごとに区分し、それと地体構造との関連性をあきらかにする学問であるが、地震地体構造区分は、地震の起こり方の異同に基づいて地体構造を区分することであるから、必ずしも一つの見方（領域区分）に限定されるものではなく、「地震の起こり方のどの性質に着目するかによって異なる区分があり得る」（乙B113号証、垣見論文、390頁左側）のであり、その意味から具体的な地体構造区分の妥当性が検討される必要がある。

そこで、第1審被告国が、4省庁報告書及び津波評価技術で地震地体構造論として採用されているとしている「萩原マップ」（甲B25号証の1・本編126頁、甲B26号証の2・1－32頁）の領域区分をみてみると、同マップには佐竹健治氏も指摘するように（乙B29号証1頁）、1991（平成3）年に発表された萩原マップは、その後1990年代に進化した津波地震についての知見（日本でも世界でも海溝寄りで固有に発生しているとの知見、近代的観測以前の歴史地震の中にも日本海溝寄りの津波地震と評価すべきものが存在するとの知見）がまったく反映されておらず、津波地震を含む海溝型地震の発生想定を基礎づける確立した知見とは評価できるものではなく、1つの仮説にとどまる。

地震地体構造区分図としては「垣見マップ」（乙B113号証）も存在するが、同マップを掲載した論文は、「長期評価」が公表される前である2002（平成14）年4月6日に投稿され、翌年の2003（平成15）年に学会誌に掲載された。同マップの領域分けは、「主として地殻内地震の規模の地域差を重視」して行ったものであり（同390頁左段）、プレート間の地震（津波地震を含む）とは全く別のメカニズムによって発生するものであるから（佐竹意見書、乙B12号証4頁）、垣見マップは、海域で発生するプレート間地震（津波地震を含む）に着目した領域区分ではない。しかも、垣見マップのうち、日本海溝沿いの三陸沖から房総沖を南北3つに分けた領域区分は、垣見ほか（1994年）の区分図と同一であり、変更

・改定は一切ない。従って、垣見マップには、1994（平成4）年以降に得られた津波地震に関する新たな知見の進展が反映されておらず、萩原マップと同様な限界が存在する。垣見マップも萩原マップと同様に、海溝型地震の発生想定には適さないものであり、これも1つの仮説に留まる。

萩原マップ、垣見マップ以外に地震地体構造区分図は公表されておらず、津波地震の発生の有無を根拠づけるような地震地体構造区分図が確立していた事実は存在しない。もし、第1審被告国が主張するように確立していたならば、「長期評価」を作成した海溝型分科会で佐竹健治氏らの委員からそのような意見が出るはずであるが、実際にはまったく出ていない。

以上のとおり、地震地体構造論は、津波地震の発生可能性を評価する確立した知見ではなく、仮説にとどまるものであるから、「長期評価」が地震地体構造論考え方に基づかないから原子力規制に取り入れるべき知見ではないとする第1審被告国の主張は、誤りである。

（2）「長期評価」公表当時の地震・津波の専門家の見解を理由に信用性を否定する第1審被告国の中の主張に対する反論

「長期評価」が取りあげた三つの津波地震のうち、慶長三陸地震及び延宝房総沖地震が津波地震なのか否かについて、異説が存在していたことは事実である。明治三陸沖地震の場合と異なり、地震・津波に対する近代的観測が始まる前に発生した慶長三陸地震及び延宝房総沖地震については、その発生機序等に関する情報が少ないのであるから、この二つの地震についての見解が分かれることは当然のことといえる。

そのことを前提として、この点を議論した地震調査委員会長期評価部会の海溝型分科会では、第8回（2001年10月29日）から第12回（2002年5月14日）にかけて、地震活動の長期評価について、第1審被告国が挙げた異論を含めて徹底的に議論し検討した（甲B117号証の1～6）結果、過去に1896年の

明治三陸沖地震、1611年の慶長三陸沖地震、1677年の延宝房総沖地震という三つの津波地震が発生したことを結論付けたのである。

海溝型分科会においては、津波被害についての歴史記録に照らせば、1611年慶長三陸沖地震は1896年明治三陸沖地震よりさらに南北に広く被害を及ぼした津波地震であったこと、そして、1677年延宝房総沖地震は、陸寄りではなく海溝寄りの津波地震であったことや宮城県の岩沼においても甚大な津波被害が記録されていることなどについての詳細な議論を経て津波地震であるとの判断を行ったのである。この点を重要な根拠として、島崎氏、都司氏、阿部氏、そして佐竹氏も、海溝型分科会での議論を経て最終的には、過去400年の間に日本海溝付近の南北で3つの津波地震が発生したとの結論に賛成している。

したがって、長期評価の公表時に異論が存在したことをもって、長期評価の知見としての信頼性、正当性を否定する第1審被告国の中張は誤りである。

(3) 「長期評価」の作成過程における議論状況からみると国民の地震防災意識の高揚を図るという防災行政的な見地から作成されたものであり、理学的根拠がなかったとの第1審被告国の中張に対する反論

ア 海溝型分科会及び長期評価部会では専門家の立場で理学的検討が行われていたこと

まず、各会議の議事録の記載を見れば、海溝型分科会及び長期評価部会に参加した委員である島崎邦彦、阿部勝征、佐竹健治、都司嘉宣などをはじめとする、地震に関する当時の第一線の専門家が、専門家としての見解を述べ、異論も含めて活発に発言を交わして理学的見地から議論していることがわかる。

第8回海溝型分科会以降の会議においては、三つの津波地震の検討が行われた。このうち、近代的観測が可能になって以降に発生した明治三陸地震(1896年)は、地震計記録や駿河所の津波波形の分析により、いずれも海溝軸近傍のプレート境界で起こっていることが確認されている。

しかし、近代的観測態勢が整う以前の江戸時代に発生したため、地震そのものについての記録が残っていない 1611 年慶長三陸地震と 1677 年延宝房総沖地震については見解が分かれていたため、この二つの地震についての検討が中心に行われていた。

そして、その検討においては、慶長三陸地震について、佐竹健治委員の疑問も取りあげて検討し（第 1 審被告国控訴理由書 78～80 頁）、延宝房総沖地震について、日本海溝沿いの領域で発生したものではなくより陸（房総半島）寄りで発生したものとする石橋克彦の意見を取りあげて検討もしている（同 80～81 頁）ことがわかる。

海溝型分科会においては、延宝房総沖地震については、歴史地震研究の成果を踏まえ、宮城県の岩沼においても甚大な津波被害が記録されていることなどについての詳細な議論を経て津波地震であるとの判断を行っていた。この点を重要な根拠として、島崎氏、都司氏、阿部氏、そして佐竹氏も、海溝型分科会での議論を経て最終的には「長期評価」の結論（海溝寄りのどこでも津波地震が発生し得る）に賛成している。

海溝型分科会及びその議論を踏まえて開かれていた津波評価部会の議論が、そこに参集した地震の専門家達によって理学的見地から議論されていたことは、疑いようのない事実である。

イ 地震本部の地震調査研究は地震防災対策において活用されることを当然に予定していること及び地震防災対策に活用されるべき検討課題は海溝型地震に関する理学的検討であること

地震本部の総合基本施策（乙 B 179 号証）は、「地震調査研究の基本的目標は、地震防災対策特別措置法の趣旨に則して、地震防災対策の強化、とくに地震による被害の軽減に資することである。」（同 2 頁）とし、地震本部による地震調査研究と第 1 審被告国による防災行政との関係については、「地震調査研究も中央防災会議の「防災基本計画（震災対策編）」の中に位置づけられるから、地震調査研究の

成果を地震防災対策に活かすことが求められる。」（同3頁）等とされていることから、地震本部の地震調査研究は防災対策に生かすことを目的として行われており、かつ地震防災対策において活用されることを当然に予定しているものであることは明らかである。

そして、地震防災対策に活用されるべき検討課題として、日本に被害を与える可能性のある海溝型地震に関して、①海溝型地震の特性の解明と情報の体系化（同16～17頁）、②地震発生可能性の長期確立評価（同17頁）というテーマが設定され、この点について調査研究及び歴史的な資料、情報の体系的な収集、整理、分析を進めているのであって、その具体的検討課題を担当したのが海溝型分科会であり津波評価部会であるから、そこでの議論が地震についての専門的、理学的なものにあることも明らかである。

地震防災対策に活かすという見地から、防災行政的な考え方を考慮することはありうるが、海溝型分科会や津波評価部会での議論は、地震学者の専門的、理学的検討に中心があるのであって、防災行政的な見地が優先されるわけではない。第1審被告国は、第12回海溝型分科会における島崎氏の慶長三陸地震に関する「次善の策として三陸に押しつけた。あまり減ると確率が小さくなつて警告の意味がなくなつて、正しく反映されないのでは、ないか」との発言を強調している（第1審被告国控訴理由書80頁）。しかし、この点は、それまでの数次にわたる、専門的、理学的検討を踏まえ、また、慶長三陸地震が近代的観測態勢が整う以前の江戸時代に発生したため震源決定精度が低い地震であるが、津波が発生して三陸に大きな被害を発生させていることも考慮しての発言であり、単純に防災行政的な見地からなされた発言ではないのである。

そして、実際にも、「長期評価」の知見は、国土交通省東北地方整備局が「津波に強い東北の地域づくり検討調査」を行うため組織した「東北における沖合津波（波浪）観測網の構築検討委員会」作成の「津波に強い東北の地域づくり検討報告書」（甲B185号証の1）や、国土交通省の本省と農林水産省が共同で示した「津波

・高潮対策における水門・陸閘門等管理システムガイドライン」（甲B187号証）で活用されたのであった

ウ　まとめ

したがって、「海溝型分科会等の議論状況から、「長期評価」が、積極的な理学的根拠に基づかず、国民の地防災意識の高揚を図るという多分に防災行政的な見地から作成されたものであるとの第1審被告国の主張は誤りである。

2 島崎邦彦氏の著作「3. 11大津波の対策を邪魔した男たち」からの反論

（1）島崎邦彦氏について

島崎邦彦氏は、1989（平成元）年から2009（平成21）年まで東京大学地震研究所の教授を務めたわが国における第一線の地震研究者であり、1995（平成5）年に設置された地震調査研究推進本部（以下、地震本部という）において、1995（平成7）年から2012（平成24）年まで地震調査委員会委員及び同委員会の長期評価部会長を努め、また、2001（平成13）年から2004（平成16）年まで海溝型分科会の第1期主査の任にあたり、2002年「長期評価」の作成を主導した人である。

そして、島崎氏は、本件と同種事件である千葉第1陣訴訟において、千葉地方裁判所で専門家証人として2002年「長期評価」について、以下のとおり証言している（甲B100号の3、4）。

- ① 津波の推計においては、まず第1に、どこでどのような規模の地震が起きるかを的確に把握し、第2に、その推計を基に実際の津波高を計算してゆくが、第1の点の把握において重要な知見が2002年「長期評価」である。
- ② 2002年「長期評価」は、第1審被告国の公的な機関である地震調査委員会の長期評価部会、さらには海溝型分科会に招集されたわが国第1線の地震学者が、過去の地震の評価と将来の予測について最大公約的な見解を確定したものであり、高度の信用性を有している。

③ 2002年「長期評価」の知見に従い、福島県沖でも明治三陸沖級の津波地震を想定すれば、地震学者なら誰でも容易に福島県沖でも10mを超える津波が発生することを予測することは常識であった。

以上の点については、第1審における原告ら第12準備書面5頁から18頁で詳細に主張したところである。

（2）島崎氏の最新の著作について

島崎氏は、2023（令和5）年3月31日、「3.11大津波の対策を邪魔した男たち」と題する書籍を発刊し（甲B297）、「大津波の警告は、2002年の夏、すでに発表されていた。この警告に従って対策していれば、3.11大津波の被害も原発事故も防ぐことができた」「2002年の大津波の警告は、専門家達が集まって知恵を出した成果の発表だった」「津波に弱い東京電力の原発が福島県にあるというのに、『福島県沖では、大津波は起こらない。だから福島県の原発は対策する必要がない』とする警告をねじ曲げる動きが」あったことを指摘し（甲B297の「まえがき」）、大津波の警告をねじ曲げて本件事故に至った注目すべき様々な様子、出来事について本文で詳しく記している。

ここでは、島崎氏の上記書籍を基に、「長期評価」の信用性等について、以下に述べる。

（3）2002年「長期評価」の信用性について

ア 2002年「長期評価」について、島崎氏は、「過去の地震の資料が不十分であることなどの限界があるものの、最新の資料に基づいて、最もよい方法で調べられた結果である」（甲B297・64頁）、「委員の専門とする得意分野はみな違っているが、違う人々が、同じ目的のために一緒に知恵を絞って考えるという、これまでになかった委員会であった」（同）、「海溝型委員会が揉めたということではなく、十分な時間を使って意見交換することができた。それぞれ違うことを専門にする研究者が集まって、皆が賛成する長期予測がまとまった」（同50頁）、「『長

期評価』の津波地震の予測には、プレート・テクトニクスが使われている。予測の精度が高い、新しい方法を採用した」（同54頁）などの点を指摘している。

このように、2002年「長期評価」は高度な信用性、合理性を有する知見であるから、これに基づいて第1審被告らが津波対策を講じていれば、本件原発事故は防ぐことができたのである。

だが、第1審被告東京電力は、2002年「長期評価」の警告を無視し、福島県沖で地震は発生しないとウソで第1審被告国（保安院）をだまし、津波計算から逃れた（同27～29頁）。2002年「長期評価」が大津波の発生を警告した地域には、第1審被告東京電力が保有する福島第一原発がある。津波の高さを計算した場合、原発の運転を止めて津波対策をしなければならなくなり、費用も労力もかかることになる。つまり、津波の計算をしてしまうと、第1審被告東京電力にとって不都合な面が出てくるからであった（同23頁）。

また、第1審被告国も、第1審被告東京電力に対しそれ以上津波計算をさせようともせず、自らも津波計算をしようとしたのである。この点は、2002（平成14）年8月における、いわゆる「保安院の対応」として指摘されているところである。

イ 「長期評価」の警告を歪める動き

「長期評価」の内容は、最新の資料に基づき最もよい方法で調べられた結果である。その内容は、「原子力ムラ」、特にその中心に位置する第1審被告東京電力にとっても規制者である第1審被告国にとっても「不都合な真実」であった。津波に対する脆弱性を抱えていた福島第一原発に対する対策を迫るものであったからである。

そこで、まず、完成した「長期評価」に対し、その公表に反対する動きが出てきた。なんと、防災担当大臣から文部科学大臣に対し、「長期評価」の公表に反対する申し入れがなされたのである（同58頁）。

地震本部の抵抗により「長期評価」の公表にストップがかからない結果となると、次に内閣府からの圧力により「長期評価」の前書きを変える動きが出てきて、以下のような文章が付け加えられることとなった（同63～64頁）。

「なお、今回の評価は、現在までに得られている最新の知見を用いて最善と思われる手法により行ったものであるが、データとして用いる過去地震に関する資料が十分にないこと等による限界があることから、評価結果である地震発生確率や予想される次の地震の規模の数値には誤差を含んでおり、防災対策の検討など評価結果の利用にあたってはこの点に十分留意する必要がある。」

このように、島崎氏の反対にもかかわらず、内閣府からの圧力により、津波対策を取らなくてもよいかのような文章が2002年「長期評価」の前書きに付加されることとなり、原子力ムラの中心である第1審被告東京電力にとっても規制権限者である第1審被告国にとっても「不都合な真実」である2002年「長期評価」の警告を歪める動きが続いたのであった。

島崎氏は、その後も2002年「長期評価」の改定等の段階において、その大津波発生の警告を歪める動きがあったことを指摘しているが（同162頁以下）、そのような動きのあったこと自体が、2002年「長期評価」の高度な信用性を示しているのである。第1審被告国が主張するように、2002年「長期評価」が津波対策を基礎づけるに足りない信用性のない、あるいは低い知見であれば、その警告を歪めるような動きを取る必要性が出てこないはずで、そのまま放置しておけばよいのである。

3 原審判決も2002年「長期評価」の信用性を認めていること

2002年「長期評価」の信用性について、原審の福島地方裁判所郡山支部判決は、本件長期評価を公表した機関は、地震防災対策特別措置法という法律上の根拠に基づき、地震の長期評価を行う等の目的で組織された公的な機関であり、本件長期評価は、島崎、都司、佐竹などの専門的研究者が、複数回に及ぶ議論を経て取りま

とめたものであるから、単なる一研究者の意見とは一線を画するものであること、平成14年の公表以後、専門家等から様々な指摘なされたにもかかわらず、平成21年の本件長期評価の改訂においても特段変更が加えられていないことなどから、相当程度の信用性を有するとしている（原審判決88～89頁）。

そして、原審判決は、2002年「長期評価」の信用性を踏まえて、これに津波評価技術の計算方法を使って計算すれば、第1審被告東京電力の子会社が行った2008年津波試算と同様な結果が平成14年には得ることができ、同津波試算の知見は、福島第一原発の敷地を超えて浸水してくる津波が発生しうることを具体的に示し、かつ、福島第一原発においてそうした津波に対する対策を速やかに講じる必要性があることを示す知見であったとし（原審判決112～113頁）、2002年「長期評価」の知見が原子力規制に取り入れるべき根拠を持った理学的知見であることを明確に論じている。

この点に関する原審判決の判事は、きわめて理論的で明快であり、第1審被告国控訴審での誤った主張によっても否定されることはない。

第4 その他の第1審被告国の主張に対する反論

1 「長期評価の見解」に基づいて予見可能性が認められるとしても、その程度は低いと評価されるから、直ちに本件設置許可処分を取り消すべき作為義務が生じることにはならないとの第1審被告国の主張に対する反論

すでに、第1審以来、第1審原告らが主張してきたとおり、2002年「長期評価」は、地震防災対策特別措置法という法律上の根拠に基づき、地震の長期評価を行う等の目的で組織された推進本部という公的機関により地震対策にも生かすため公表されたものであること、海溝型分科会に結集した島崎邦彦、都司嘉宣、佐竹健治、阿部勝征などの地震学の専門家が、異論も含めて複数回の検討を経て取りまとめたものであること、2009（平成21）年の改定においても変更はなく維持されていること、国土交通省東北地方整備局の津波防災業務支援システムの構築等の

なかでも採用されていること、などからみても、客観的かつ合理的な科学的知見であり高度の信用性を有している。

島崎氏も近著で述べているとおり（甲B297）、「大津波の警告は2002年の夏、すでに発表されていた。この警告に従って対策していれば、3・11大津波の被害も原発事故も防ぐことができたのである」（同3頁）。すなわち、2002年「長期評価」は、第1審被告国が津波対策の規制に取り入れるべき高度の信用性を有する知見であり、これに基づく予見可能性の程度も高度なものであり、その予見可能性の程度が低いとする第1審被告国の主張は誤りである。

2 設置許可処分の取消は、被処分者の事業者の不利益の程度が甚大であり、かつ、原子炉の運転停止により国民生活や経済活動にも多大に影響を及ぼすことに鑑みれば、仮に認められたとしても程度の低い予見可能性によって、原子炉設置許可処分を取り消すべき作為義務が生じる余地はないとの第1審被告国の主張に対する反論

（1）事業者との関係

第1審被告国は、程度の低い予見可能性によって設置許可処分を取消すのは、被処分者である事業者の不利益が甚大であると主張する。

しかし、上述したとおり、2002年「長期評価」の知見は高度の信頼性を有しており、これに基づく予見可能性の程度も高度なものである。そして、2002年「長期評価」では、三陸沖から房総沖の海溝寄りの領域におけるマグニチュード8クラスの津波地震の発生確率は今後30年以内で20%程度、今後50年以内では30%程度と推定されているが、この発生確率は、島崎氏の指摘によれば、「交通事故にあうのと同じくらい起こりやすい」（甲B297、62頁）ものであった。

この点と併せて、原発は他の科学技術の利用に伴うリスクとは本質的に異なる危険性を有しております、といったん事故が起こった場合には、①不可逆性・甚大性（遺伝子を傷つけて回復できない、大量の被爆は死に至る）、②広範囲性（わが国にとどまら

ない極めて広範な地域に大量の放射性物質をまき散らす）、③長期・継続性（半減期が長く原発の利用を承認していない将来世代にも深刻な被害を生じさせる）、④全体性（地域のコミュニティ（伝統や文化）を根こそぎ破壊する）という特異性を有していることを考え合わせれば、設置許可取消権限の行使は十分に考えられるところである。

また、設置許可処分の取消権限の成立が認められるとしても、成立と同時に直ちに権限が行使されるわけではなく、通常は、まずは第1審被告国から第1審被告東京電力などの事業者に対し、行政指導が行われ、適切な対応策をとるよう指導、助言が行われることになり、事業者がこれに応じない場合により強度な規制権限が取られるのであるから、このような段階的規制によって事業者の利益は保護されうると考えられる。

（2）国民生活や経済活動との関係

第1審被告国は、原子炉の運転停止により電力の安定供給が相当長期間にわたって損なわれる結果、国民生活や産業・経済活動に多大な影響を及ぼすと主張する。

確かに、本件原発事故後、計画停電が行われ、火力発電所も被災した東北電力と東京電力管内では2011（平成23）年夏に第1次石油危機以来となる電力使用制限令が出される事態となっている。

しかし、それは本件事故に伴う一時的な混乱状態での出来事であり、その後、国内の原発が次々と停止し、2012（平成24）年5月に42年ぶりに原発の稼働がゼロとなっても、大規模の停電は起きていないし、その後、稼働原発が5基程度の状況が続いている現在においても電力の供給に不都合は生じていない。

したがって、津波に対する脆弱性を有していた福島第一原発の設置許可を取消、その運転を止めたとしても、第1審被告国が主張するように、「そのことが直ちに電力の安定供給を相当長期間損なう」という関係にあるとはいえない。

第5　まとめ

以上のとおり、第1審原告らは、第1審被告国（日本）の第2準備書面に対する反論として、本書面第2において、設置許可処分取消権限の根拠について、許可後の事情として「長期評価の見解」しか取り上げていない点の誤りを指摘し、第3において、中心的な論点である「長期評価の見解」が信用性がなく原子力規制に取り込むべき知見ではないという第1審被告国（日本）の主張に対し、従来の反論に加えて島崎邦彦氏の近著における論述を引用して、2002年「長期評価」が原子力規制に取り入れらるべき客観的活合理的な知見であることを主張し、第4において、その余の第1審被告国（日本）の主張に対する反論を行い、第1審被告国（日本）の主張が誤っていることを述べた。

以上